

高槻市いじめ防止基本方針



高槻市教育委員会

はじめに

近年、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、いじめの問題においても複雑化、多様化する傾向にあり、いじめの防止や早期発見、早期対応の取組はますます重要となっている。

いじめは子ども社会に留まらず、大人社会においても深刻な影響を与える問題であることから、子どもを含めた国民全体の課題であると捉え、その克服に向けて社会総がかりで取組を進める必要がある。

「高槻市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）」は、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）」第12条に基づき、本市におけるいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために策定したものである。

「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という学習指導要領の基本理念のもと、予測困難な時代をたくましく生き抜くため、子どもたちを「成熟した大人」「実力ある大人」に育成することを課された学校教育に携わる教職員は、いじめ問題においてとりわけ大きな役割を担っていると考ええる。

そのため、積極的にいじめを認知し、早期に組織対応を行うことで、いじめの重篤化を未然に防ぐことは当然のことながら、成長段階にある子どもたちの間では、人間関係の衝突は必然的に生じるものであることから、これらのことを念頭に置き、事案が生起した後の支援や指導を通して、子どもたちが多様な価値観を受け入れ、自ら問題を解決しようとする力や、よりよい人間関係を構築する力など、自ら考える機会を設け、内面的な成長を主眼に置いた粘り強い指導を積み重ねることが重要である。

こういった課題に正対した支援や指導を積み重ねることで、子どもたちの「いじめは絶対に許されない」という意識を醸成させるとともに、多様な他者の人格を尊重し、関わるすべての人と折り合いをつけながら接することのできる大人へと成長させることが、学校教育に課せられた使命であると考ええる。

学校の教職員はその矜持を忘れず、本質的ないじめ対応の在り方について研鑽を重ねるとともに、本基本方針が、家庭、地域、関係機関等との連携を強化し、社会全体で子どもたちの安全で安心できる環境づくりのための指針となることを願う。

目次

1章 いじめ防止等のための基本的な考え方

- 1 いじめの定義と基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 いじめの防止等の関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・ 3

2章 市として取り組む施策

- 1 いじめの防止等の対策のための組織の設置・・・・・・・・・・ 6
- 2 市が取り組む基本的施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

3章 学校が実施する取組

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 いじめ防止等の対策のための組織の設置・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 いじめ防止等に関する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 4 いじめ早期発見に関する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 5 いじめへの対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

4章 重大事態への対処

- 1 重大事態の発生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 調査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 調査結果の提供及び報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 4 市長による再調査等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

<相談窓口について>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

1章 いじめ防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめ防止対策推進法によるいじめの定義

(第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係（※1）にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響（※2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

【具体的ないじめの態様の例】

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) 留意点

- ① 法の対象となるいじめにあたるか否かの判断をするに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう努める。

例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

- ② 個々の行為がいじめに当たるか否かは、表面的・形式的に判断することなく、例えばけんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、判断する。
- ③ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条に規定する「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（いじめ不登校対策委員会等）」を活用して行う。
- ④ 好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（いじめ不登校対策委員会等）」で情報共有する。
- ⑤ いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものも含まれる。その場合には、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察への相談・通報等を行い、警察と連携した対応を図る。

また、児童生徒の健全育成に向けて犯罪被害防止や非行防止との取組をより一層充実させるために、本市と大阪府警察との間で平成28年6月に締結した「児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度」を適切に活用する。

(3) いじめの理解

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒がいじめられる側、いじめる側を入れ替わりながら経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

さらに、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団

全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、「はにたんの子どもいじめ110番」や教育センターの教育相談等、相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解

を深めておくことが必要であり、また学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えば PTA や地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用したりするなど、いじめの問題についての地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関等を想定）との適切な連携が必要であり、関係機関との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や教育委員会が、関係機関による取組と連携することも重要である。

(6) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視

し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ不登校対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

2章 市として取り組む施策

1 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 「高槻市いじめ・不登校対策協議会」の設置

法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関する関係機関が情報を共有し、連携強化を図るため、「高槻市いじめ・不登校対策協議会」を設置する。

(2) 高槻市学校問題解決チーム（調査チーム）の設置

学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会に「高槻市学校問題解決チーム（調査チーム）」を設置する。

構成員は、指導主事、学校教育専門員（校長OB）、スクールソーシャルワーカーとする。また、専門的な知識及び経験を有する外部の専門家（弁護士、臨床心理士、警察官OB）に対して、必要に応じて助言を依頼する。

(3) 「高槻市いじめ問題専門委員会」の設置

法第14条第3項の規定に基づき、「高槻市いじめ防止基本方針」に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関として「高槻市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）」を設置する。

専門委員会は、学識経験者などの専門的な知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない者（第三者）で構成し、その公平性・中立性を確保する。

専門委員会は、教育委員会からの調査の諮問を受けて、法第28条第1項に規定するいじめの重大事態に係る調査を行う。

2 市が取り組む基本的施策

(1) いじめの未然防止のための施策

- ① 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心も通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 児童生徒の自治的な能力や自主的な態度を育て、望ましい人間関係を築くため、話し合い活動を取り入れた特別活動の充実を図る。
- ③ 児童生徒に達成感や充実感を味わわせる「わかる授業」や、児童生徒理解を基盤とした教科の指導を推進する。

- ④ 児童生徒及び保護者がいじめ防止の重要性に対する理解を深めるための啓発を行う。
- ⑤ 児童生徒及び保護者がインターネットを通じて行われるいじめ防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して啓発活動を実施する。
- ⑥ いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、いじめ問題に関する研修を充実し、教職員の資質向上を図る。
- ⑦ 警察や関係機関との連携により、いじめの未然防止につながる「犯罪非行防止教室」等を実施する。
- ⑧ 学校の教職員が児童生徒と向き合い、家庭、関係機関、地域住民等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組めるよう、いじめに対して適切に対応できる生徒指導体制の整備を推進する。

(2) いじめの早期発見のための施策

- ① 各学校において、全児童生徒に対する「いじめに関するアンケート調査」を実施するよう指導するとともに、教育相談その他の必要な措置を講じる。
- ② 各学校に対して、各学期（年2回）、生徒指導に関するヒアリング調査や学校訪問等を通じて、実態の的確な把握に努める。
- ③ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による相談活動の充実を図るとともに、いじめに関する相談窓口等について、児童生徒、保護者、教職員等に対して周知徹底を図る。

(3) いじめへの対処

- ① 法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、学校が適切に対応できるよう、指導助言を行うとともに、学校だけでは解決困難な事案が発生した際には、「学校問題解決チーム（学校サポートチーム）」を派遣し、必要な支援を行う。
- ② 深刻ないじめを行う児童生徒に対しては、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から、やむを得ない措置として、教育委員会は、出席停止を命ずる。なお、出席停止を命ずる場合は、児童生徒及び保護者に対し出席停止の趣旨について十分説明するとともに、事前に児童生徒及び保護者の意見を聴取することに配慮す

る。また、出席停止の期間が著しく長期にわたることがないように配慮し、その期間中にも必要な指導を行う。

- ③ いじめられる児童生徒を守るための方法の一つとして必要と判断した場合は、就学すべき学校の指定の変更や区域外就学を認める措置を講じる。この場合、保護者の希望により、関係者の意見等も十分に踏まえ、いじめにより児童生徒の心身の安全が脅かされるような場合はもちろん、いじめられる児童生徒の立場に立って、いじめから守り通すため必要があれば、弾力的に対応する。

(4) 家庭や地域との連携

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、例えばPTAや地域の関係団体との連携促進や、学校運営協議会制度を活用するなど、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、高槻警察署・茨木少年サポートセンターや吹田こども家庭センター・高槻市子育て総合支援センター（カンガルーの森）などの関係機関、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家、学校、家庭、地域社会、企業及び民間団体との連携強化や、その他必要な体制の整備を行う。

(6) 学校や教職員への評価

- ① 教育委員会は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、学校に対する必要な指導・助言を行う。
- ② 教育委員会は、教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、各学校における教員評価への必要な指導・助言を行う。

3章 学校が実施する取組

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長のリーダーシップの下、一致協力する体制を確立し、教育委員会と連携し、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

(1) 学校いじめ防止基本方針の内容

各学校は、法第13条に基づき、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国基本方針」という。）、市基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

学校基本方針には、いじめ防止に関する学校の基本的な考え方のほか、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための校内組織の設置や、未然防止、早期発見、重大事態も含め通報や相談があった場合の対処、当事者である児童生徒や保護者への指導・支援や助言、いじめが起きた集団への働きかけ、インターネット上のいじめへの対応などについて記載する。

さらには、より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即してきちんと機能しているかを法第22条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルを、学校基本方針に盛り込んでおく。

学校基本方針策定後、児童生徒、保護者に対していじめに対する考え方や取組について、理解を得るとともに、学校便りやホームページなどに掲載し周知を行う。

(2) 学校基本方針を定める意義

- ① 学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ② いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ③ 加害者への成長支援の観点を学校基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

法第22条に基づき、各学校はいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置する。

対策委員会は、基本的に、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成する。内容・案件により、他の必要な教職員や学校関係者等の出席も可とするなど、校長が実情に応じて定めるものとする。また、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担うものである。

3 いじめ防止等に関する取組

教育委員会と学校は、国基本方針に添付された「学校における『いじめ防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」などを参考にしながら、計画・取組などを基に創意工夫の上、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

- (1) すべての児童生徒が主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。

児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行い、学校におけるすべての児童生徒の「居場所づくり」と「絆づくり」に努める。

- (2) 学校の教育活動全体を通じて、豊かな心の育成を行う。

道徳教育や人権教育、読書活動や体験活動等、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の社会性を育むとともに、他者への思いやりをもち、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

- (3) 児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論する機会をつくる。

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童生徒をいじめに向かわせないために、児童生徒がいじめを自分たちの問題として受け止め、当事者だけでなく、観衆や傍観者にもならないよう、自主的にいじめの問題について考え議論する機会をつくる。

- (4) 特に配慮を要する児童生徒について支援を行う。

下記の児童生徒を含め、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ① 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒
- ② 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国にルーツを持つ児童生徒
- ③ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒

4 いじめ早期発見に関する取組

(1) いじめに関する正しい理解と積極的に認知するための校内研修等を実施する。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員が認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知できるよう、校内研修等を年1回以上実施する。

(2) 定期的なアンケート調査や教育相談を実施する。

- ① 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ② 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。またアンケート調査にはインターネット上のいじめに関する質問項目を設ける等、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取組を進める。

5 いじめへの対処

(1) 速やかに対策委員会に報告し、迅速かつ組織的に対応する。

児童生徒から教職員にいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談、またアンケート調査にいじめの申告等があった時に、学校が当該事案に対して速やかに具体的な行動をとらなければ、児童生徒は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性がある。

このため、いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに対策委員会に報告し、組織的な対応を行う。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録し、保存しておく。

(2) 被害児童生徒を徹底して守り通す

- ① 被害児童生徒から個別に事実関係の聴取を行う。その際には、被害児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いわけではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ② 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。被害児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、被害児童生徒の安全を確保する。
- ③ 被害児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員等）と連携し、被害児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。被害児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、被害児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

(3) 加害児童生徒に対し毅然とした態度で指導する

- ① 加害児童生徒から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ② 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③ 加害児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安全・安心、健全な人格の発達に配慮する。
- ④ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも考える。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

① いじめの背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業作りを進めていくとともに、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていく。

② いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

(5) 児童生徒の状況をきめ細かく把握し再発防止に取り組む

いじめが解消している状態と判断した場合でも、被害児童生徒及び加害児童生徒の状況を日常的なかかわりの中できめ細かく把握するとともに、児童生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発防止に努める。

4章 重大事態への対処

1 重大事態の発生

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項第1号)
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項第2号)

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめの被害児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

②の「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」の相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び教育委員会の判断で迅速に調査に着手する。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる事案が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、速やかに重大事態の発生を市長に報告する。

(3) 調査の主体と組織

教育委員会は、調査を行う主体及び調査組織について判断する。

① 学校が調査主体となつて行う場合

「学校いじめ不登校対策委員会」が調査を行う。教育委員会は必要に応じて指導・助言を行う。また、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

② 教育委員会が主体となって行う場合

「学校問題解決チーム（調査チーム）」が調査を行う。その際、調査の公平性・中立性を確保するため、専門的な知識及び経験を有する外部の専門家（弁護士、臨床心理士、警察官 OB 等）に対して、助言を依頼する。

また調査の過程及び結果に対する検証等がさらに必要と判断した場合などには、教育委員会が調査の諮問を行い、教育委員会の附属機関である「高槻市いじめ問題専門委員会」が調査を行う。

2 調査の実施

(1) 調査の内容

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校及び教育委員会が事実に向き合うことで重大事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。そのため、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(2) 調査の方法

<被害児童生徒からの聴き取りが可能な場合>

- ① 被害児童生徒からの聴き取りが可能な場合、当該児童生徒から十分に聴き取るとともに、原則として、他の児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ② これらの調査を行うに当たっては、被害児童生徒を守ることを最優先とし、質問紙の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう、十分に内容を吟味して実施する。

<被害児童生徒からの聴き取りが不可能な場合>

- ① 児童生徒の入院や死亡など、被害児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査組織や内容・方法について協議し、調査に着手する。
- ② 調査方法は、原則として、在籍児童生徒や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

3 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係について、被害児童生徒やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシー保護や関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

調査結果について、教育委員会は速やかに市長に報告する。その際、被害児童生徒又はその保護者が希望する場合、被害児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。

4 市長による再調査等

(1) 再調査の方法

3の調査結果の報告を受けた市長が、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、本市の附属機関である「高槻市いじめ再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）」が再調査を行う。その際は、委員として、学識経験者などの専門的な知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない者を市長が任命する。また、市長は再調査委員会に対し、当該調査に先立ち、当該調査の必要性の有無についても諮問することができる。

被害児童生徒及びその保護者に対しては、適時・適切な方法で、調査結果等を説明する。これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長と教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処や当該重大事態と同様の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

教育委員会においては、指導主事や学校教育専門員・臨床心理士の派遣などによる重点的な支援を行う。

また、市長は再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、その結果を市議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を行う。

<相談窓口について>

<高槻市の相談窓口>

- 『はにたんの子どもいじめ110番』



QRコード

- 高槻市教育センター
『電話教育相談』 072-673-0783
* 12:30～16:30 月～金曜日（祝日を除く）
『面接相談』 072-668-5855
* 予約の受付 10:00～17:00 月～金曜日（祝日を除く）

<大阪府の相談窓口>

- 『LINE相談』 毎週月曜日
* 小・中学生対象のLINEを活用した相談システムです。
* カード掲載のQRコードからアクセスできます。
* 相談受付時間は、17:00～20:30
- 『すこやか教育相談24』
0120-0-78310
* 24時間対応の電話相談窓口です。
* IP電話からはかかりません。
- 大阪府教育センター『すこやか教育相談』
すこやかホットライン（子どもからの相談）
06-6607-7361 Eメール：sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp
さわやかホットライン（保護者からの相談）
06-6607-7362 Eメール：sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp
しなやかホットライン（教職員からの相談）
06-6607-7363 Eメール：sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp
* 電話相談 月曜日～金曜日 9:30～17:30（祝日・年末年始は休み）
* Eメール相談 24時間受付（回答は後日になります）
- 被害者救済システム『子ども家庭相談室』
0120-928-704（無料電話 18歳未満のみの対応）
06-4394-8754（保護者等）
* 10:00～20:00 月・火・木曜日（祝日・休日は除く）

平成27年6月1日 策定

平成30年4月1日 改定

令和6年4月1日 改訂